

広報紙 VOL.53

# 水道だより

編集・発行  
昭島市水道部  
〒196-0025  
昭島市朝日町4-23-28  
TEL 042-543-6111  
FAX 042-543-6118  
令和5年3月



～深層地下水100%水道水のある生活～

## 「あきしまの水」ブランドづくり

### 「あきしまの水」ブランドシンボルマークを使ってお店と「あきしまの水」をPR

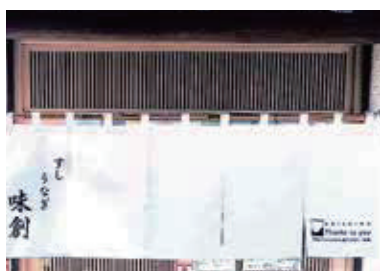
昭島市では、市の魅力を伝える手段として「深層地下水100%水道水のある生活」に着目し、「あきしまの水」ブランドづくりに取り組んでいます。この取組は昭島が上質な住環境とライフスタイルを提供できるまちであることをPRするものです。

利用申請を行えば、市内事業者の方、市民の方もシンボルマークを利用することができます。今年度も複数のお店・団体がシンボルマークを利用し、深層地下水という自然の恵みと昭島への誇りをPRしています。

利用申請・活用方法の具体例について説明しているマニュアルは昭島市HPからご覧いただけます。詳細は市役所産業活性課 (☎042-544-4134) へ。



「あきしまの水」ブランディング事業についてはこちら(昭島市HPにリンクします)



## 水道水中の有機フッ素化合物の水質検査結果について

厚生労働省は、令和2年4月から有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAについての水道水質基準等における位置づけを、要検討項目から水質管理目標設定項目に移行し、暫定目標値として50ng/L以下と設定しました。水道部では、水質検査計画に基づき有機フッ素化合物の検査を行っており、令和4年1月の結果は、東部系給水栓で7.5ng/L、西部系給水栓で4.1ng/L、北部系給水栓で7.5ng/Lであり、国の目標値を下回っております。



水質検査結果についてはこちら(昭島市HPにリンクします)

- も 1P ◇「あきしまの水」ブランドづくり
- く ◇水道水中の有機フッ素化合物の水質検査結果について
- じ
- 2-3P ◇深層地下水流動調査結果について
- 4P ◇貯水槽水道の衛生管理について
- ◇引越しの際には連絡を



## 深層地下水流動調査結果について

1 昭島市に流れる深層地下水起源地の推定や、現状の地下水涵養<sup>※かんよう</sup>等を把握する目的で深層地下水流動調査を行いました。調査は、市水道水源に採用している深層地下水（被圧地下水）に主眼をおき、昭島市および周辺広域（図1の範囲）を対象として行い、さらに、深層地下水 100%を維持したままでの水道事業の健全経営に資するため、持続可能な地下水資源の適正利用について検討しました。



図 1

2 調査の結果、深層地下水の起源地と流動経路は図2のように推察されました。

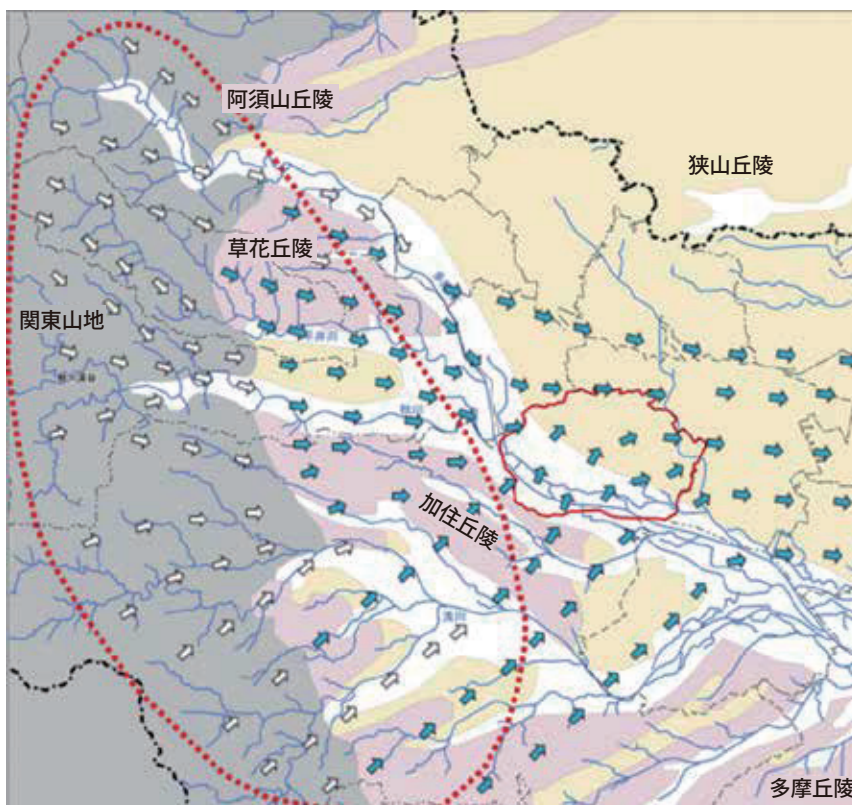


図 2

- ① 深層地下水の起源値（涵養源<sup>※かんようげん</sup>）は、標高およそ 150m～500m 付近の山地および丘陵地であるものと推察されました。
- ② 市内の流動経路は、昭島市を南西から北東へ流れていることが判明しました。
- ③ 市外の流動経路は、地下水起源地に降った雨が、図2のように昭島市へ流れ込んでいると推定されました。

※涵養<sup>かんよう</sup>・涵養源<sup>かんようげん</sup>…地表の水（主に雨や雪などの降水のほか、湖沼や河川の水など）が地下にしみこんで帯水層に供給されること。涵養源とは、地下水の供給源となる場所。



④各地における涵養の流れ

各地における涵養の流れは図3のように推定されました。

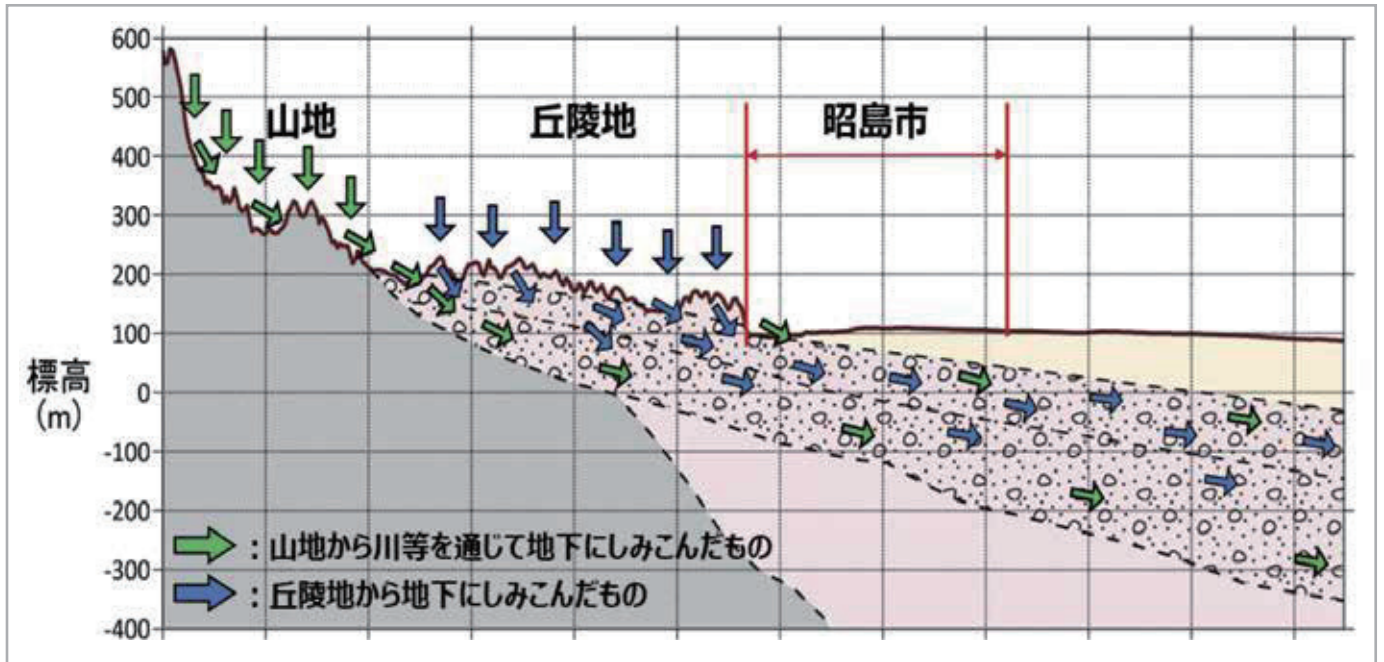


図3

⑤深層地下水の涵養年代

昭島市の深層地下水は、様々な地域で涵養した結果、10～50年経過した水であることが判明しました。

**3** 深層地下水の持続可能性について、地下水の流入量と流出量から深層地下水の水収支（図4）を調査しました。その結果、昭島市の水収支は、プラス収支となっていることが分かりました。地下水位は上昇傾向であることから、現在の水循環が維持されれば、昭島市の深層地下水は今後も継続して利用が可能であることが分かりました。

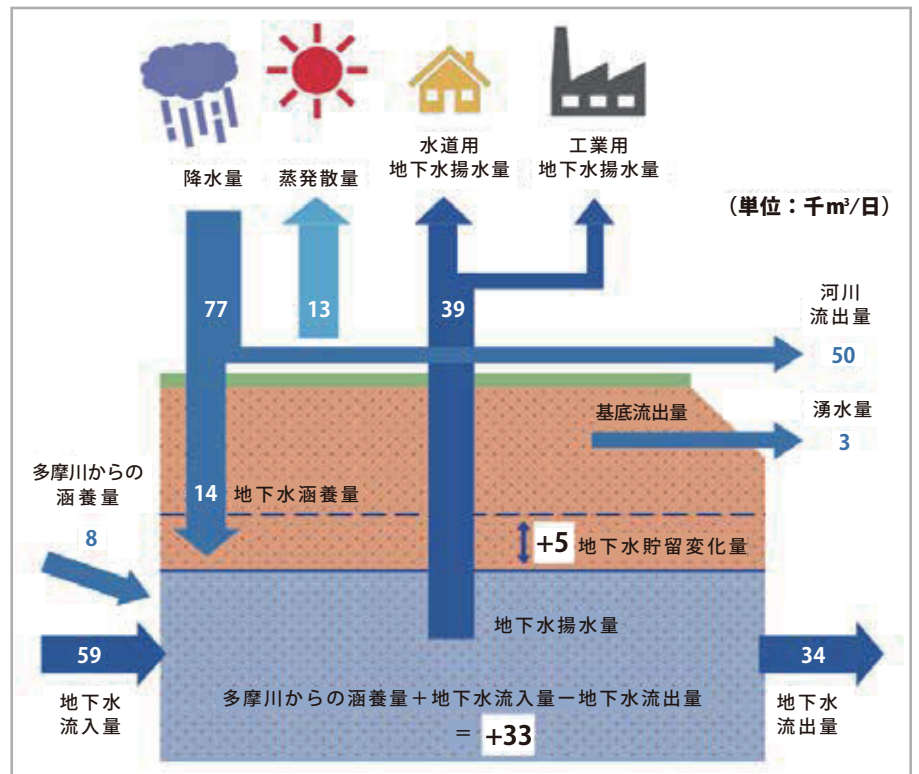


図4

調査結果の詳細は昭島市の公式ホームページで公開しております。

<https://www.city.akishima.lg.jp/s108/010/010/010/030/20140830200230.html>



## 貯水槽水道の衛生管理について

ご家庭の水道設備（配水管の分岐部分から蛇口まで）は、その建物所有者の財産であり、維持管理も所有者に行っていただく必要があります。

特に、ビルやマンションなど水道部から給水された水道水を受水タンク（受水槽）に貯めてから各家庭に給水する貯水槽水道は、適切な維持管理と水質の衛生管理が必要です。受水タンクの有効容量が10 $\text{m}^3$ を超えるものは水道法により、10 $\text{m}^3$ 以下で5 $\text{m}^3$ を超えるものは都条例により管理の基準が定められています。また、受水タンクの規模がこれらに満たない場合であっても、貯水槽水道の所有者は次のような管理を行うよう努めてください。

### [受水タンクの清掃]

1年に1回以上、定期的に清掃してください。

### [受水タンクの点検]

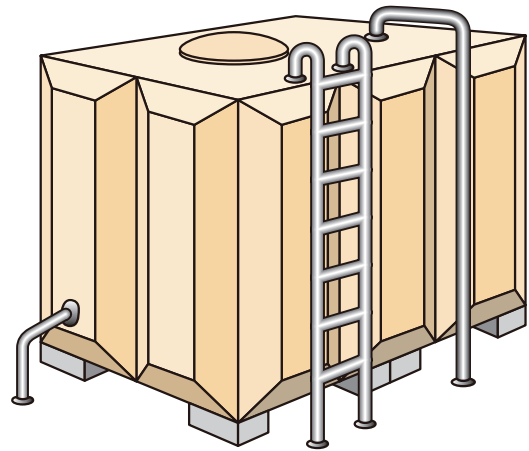
有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、1カ月に1回は施設の点検を行いましょう。

### [水質検査の実施]

- (1) 毎日行う検査  
水の色・濁り・におい・味のチェック
- (2) 週1回行う検査  
残留塩素の測定
- (3) 年1回行う検査（専門の水質検査機関で行う）  
理化学検査、細菌検査

### 【お問い合わせ先】

- ※受水タンクの有効容量によって異なります。  
 〈受水タンクの容量が5 $\text{m}^3$ を超える場合〉  
 東京都多摩立川保健所  
 生活環境安全課環境衛生第一担当  
 （立川市柴崎町2-21-19） ☎042-524-5171  
 〈受水タンクの容量が5 $\text{m}^3$ 以下の場合〉  
 昭島市水道部工務課給水係 ☎042-543-6111



## 引越しの際にはご連絡を

春は、進学や就職、転勤など新しい生活のスタートに向けて引越しが多くなる時季です。さて、最近引越しをされた方、間もなく引越しをされる方、水道の使用開始や中止のご連絡はお済みですか。お引越しの際には、忘れずに水道部までご連絡をお願いします。

### ◇使用を中止するとき（転出・転居）

次のことをお知らせください。

- ①お客様番号  
（検針票や領収書で確認してください）
- ②水道の使用場所・氏名・引越し日・引越し先

### ◇使用を開始するとき（転入）

お電話をいただくか、郵便受けや玄関などに置かれている「水道使用届書」に必要な事項をご記入の上、同封の封筒（切手不要）により郵送してください。

※電話によるご連絡は、休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までをお願いします。

※インターネット（東京電力引越れんらく帳）もご利用いただけます。

なお、水道部では専用フォームを準備中です。

準備が出来次第、昭島市公式ホームページ等でお知らせしますので、しばらくお待ちください。

東京電力引越れんらく帳



ご連絡・お問い合わせは、業務課へ  
 ☎042-543-6111 FAX 042-543-6118  
 ※音声ガイダンスに従い該当する番号を入力してください